成年後見制度に関する実態把握調査

【法人対象】

調査時期：平成 19 年 1 月末から 2 月末まで
目　　的：それぞれの法人における後見人等受任の考え方や、成年後見制度に関する相談受付体制等を把握するため
対　　象：山口県社会福祉施設経営者協議会会員（児童施設・保育施設のみの法人は除く）109 法人
調査方法：質問調査法。郵送による送付と回収。

山口県社会福祉協議会
山口県法人成年後見支援センター

成年後見制度に関する実態把握調査【法人対象】調査結果

◇　調査票回収状況について

● 有効回答数 89 法人・回収率 82%

山口県社会福祉施設経営者協議会会員（児童施設・保育施設のみの法人は除く）109 法人へ郵送でアンケート票を送付。有効回答数は 89 法人。回収率は 81.7%だった。

調査票回収率

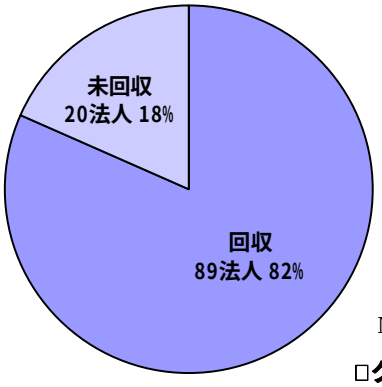

N=109

□グラフ 1□

◆表 1　回収数･回収率

	発送数	回収数	回収率
山口県社会福祉施設経営者協議会会員 (児童施設･保育施設のみの法人は除く)	109	89	81.7%

≪法人が開設･設置している施設等≫

救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、老人短期入所施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、生活支援ハウス、介護老人保健施設、居宅介護事業所、高齢者向け優良賃貸住宅、共同生活援助事業所、共同生活介護事業所、身体障害者授産施設、身体障害者療護施設、重度身体障害者授産施設、保育所、知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、児童厚生施設、知的障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者通勤寮、精神障害者授産施設、精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム B 型、精神障害者地域生活支援センター等。

施設数合計　260 施設

施設の種類　：　有効回答数　79　無回答　10

施設の数　：　有効回答数　76　無回答　13

注 1：本調査結果において用いた集計表において示した百分率（%）は少数第二位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

◇　社会福祉法人における市町村長申立権の認知度について

● 市町村長申立権を知っている法人が大半

有効回答数 89 法人中、市町村長申立権を知っていると回答した法人は 82 法人（92%）、知らないと回答した法人は 7 法人（8%）で、県内社会福祉法人における市町村長申立権の認知度は非常に高いと考察される。

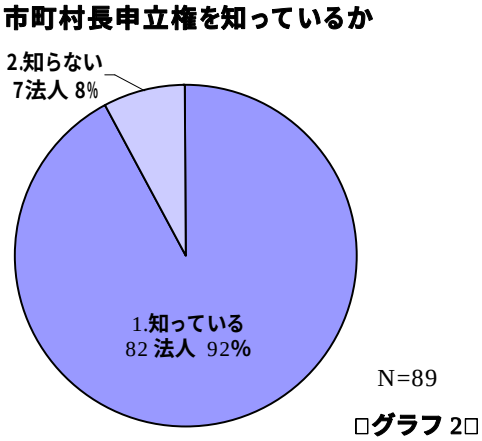

□グラフ 2□

◆表 2　市町村長申立権を知っているか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.知っている	82	92.1%	92.1%	92.1%
	2.知らない	7	7.9%	7.9%	100.0%
合計		89	100.0%	100.0%	

◇　成年後見制度利用に関する相談について

● 約半数の法人は相談を受けた事がある

有効回答数 88 法人中、成年後見制度利用に関する相談を受けた事があると回答した法人は 42 法人（47%）となっている。成年後見制度に直接関わる相談機関などではないにも拘らず、回答した約半数の法人が、利用者、利用者の家族、法人の施設職員から相談を受けたことがあると回答していることから、回答した県内社会福祉法人の多くに潜在的なニーズがあると考察される。

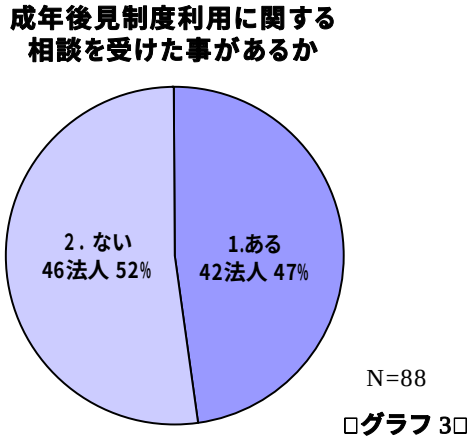

□グラフ 3□

◆表 3　成年後見制度利用に関する相談を受けた事があるか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.ある	42	47.2%	47.7%	47.7%
	2.ない	46	51.7%	52.3%	100.0%
	合計	88	98.9%	100.0%	
欠損値	無回答	1	1.1%		
	合計	1	1.1%		
合計		89	100.0%		

◇　相談に関する対応マニュアル・対応方法等の整備について

● 約 9 割の法人で統一した対応方法なし

有効回答数 87 法人中、対応マニュアル等を「1.整備している」、「2.整備していないが、職員間で統一した対応方法がある」と回答した法人は合わせて 7 法人（8%）、「3.統一した対応方法なし」と回答した法人は 80 法人（92%）となっている。このことから、大半の法人において、成年後見制度の相談に関する対応方法等の整備が進んでいないということが考察される。

相談があった際のマニュアルや対応方法があるか

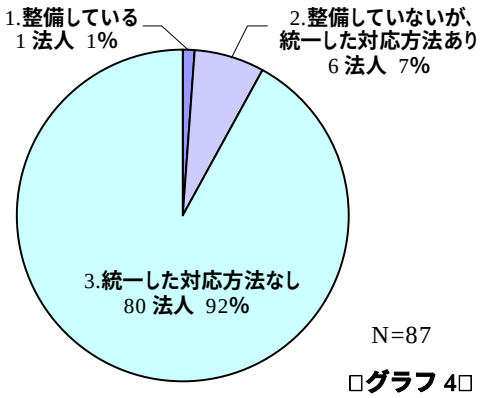

N=87

□グラフ 4□

◆表 4 相談があった際のマニュアルや対応方法があるか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.整備している	1	1.1%	1.1%	1.1%
	2.整備していないが、職員間で統一した対応方法あり	6	6.7%	6.9%	8.0%
	3.統一した対応方法なし	80	89.9%	92.0%	100.0%
	合計	87	97.8%	100.0%	
欠損値	無回答	2	2.2%		
	合計	2	2.2%		
合計		89	100.0%		

≪対応マニュアルや統一的な対応方法の内容≫

- 本部事務局長で対応し、法人顧問弁護士とともにその後の手続きをすすめている。
- 相談があった場合は、研修を受けたソーシャルワーカー等が対応する。
- 本年度も成年後見制度について職員・保護者と合同で勉強会をしている。毎年、権利擁護・成年後見制度等の研修を行う予定にしている。
- 家族や利用者からの相談は、生活相談員が受け、措置機関の担当者と相談する。
- 市社協「法人成年後見支援センター」に相談する。
- 成年後見制度の担当職員が主に担当する。

◇ 法人成年後見の認知度について

● 約 8 割は法人成年後見を知っている

有効回答数 89 法人中、法人が成年後見人、保佐人、補助人（以下、『成年後見人等』という）を受任出来る事を知っていると回答した法人は 74 法人（83%）と約 8 割を占めている。このことから、県内社会福祉法人における法人成年後見の認知度は非常に高いということが考察される。

法人が成年後見人等を受任出来る事を知っているか

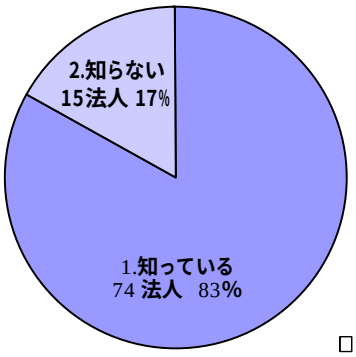

N=89

□グラフ 4□

◆表 5 法人が成年後見人等を受任出来る事を知っているか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.知っている	74	83.1%	83.1%	83.1%
	2.知らない	15	16.9%	16.9%	100.0%
合計		89	100.0%	100.0%	

◇　法人成年後見の実施について

● 県内の法人成年後見の普及進まず

有効回答数 88 法人中、法人成年後見を「1.行っている」と回答した法人は 0 法人（0%）、「2.行っていない」と回答した法人は 88 法人（100%）となっている。このことから、<u>法人成年後見の受任が進んでいない現状がある</u>ことが考察される。

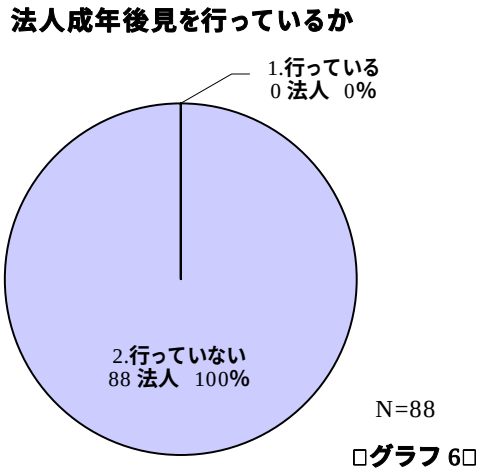

□グラフ 6□

◆表 6 法人成年後見を行っているか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.行っている	0	0.0%	0.0%	0.0%
	2.行っていない	88	98.9%	100.0%	100.0%
	合計	88	98.9%	100.0%	
欠損値	無回答	1	1.1%		
	合計	1	1.1%		
合計		89	100.0%		

◇ 法人成年後見受任への意識と受任体制について

●必要性感じるが受任体制なしが大半

有効回答数 89 法人。自法人のサービス利用者の中に第三者の後見人等が必要なケース等があった場合、法人成年後見の受任の必要性を感じると回答した法人は 65 法人（73%）と多くの割合を占めている。しかし、このうち「3.受任の必要性は感じるが検討はしていない」と答えた法人は受任の必要性を感じると回答した 65 法人中 48 法人（74%）だった。このことから、<u>全体の 7 割もの法人が必要性を感じているにも拘らず、体制整備が進まない、検討にも至っていない現状がある</u>ことが考察される。

その他、「受任体制を整えている」「受任に向けて検討中」という法人成年後見に前向きな法人は 7 法人(8%)、逆に、「必要性を感じていない」「法人が受任するべきでない」という、法人成年後見に消極的な意見を持っている法人は 18 法人（20%）となっている。

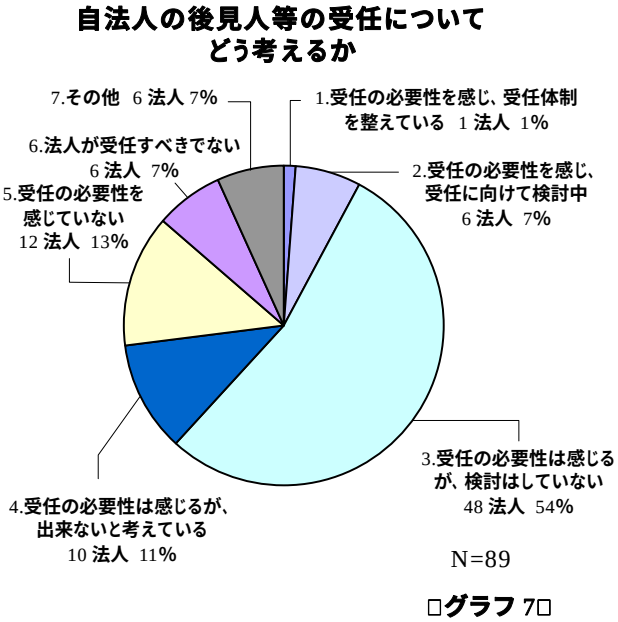

□グラフ 7□

◆表 7 自法人の後見人等の受任についてどう考えるか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.受任の必要性を感じ、受任体制を整えている	1	1.1%	1.1%	1.1%
	2.受任の必要性を感じ、受任に向けて検討中	6	6.7%	6.7%	7.9%
	3.受任の必要性は感じるが、検討はしていない	48	53.9%	53.9%	61.8%
	4.受任の必要性は感じるが、出来ないと考えている	10	11.2%	11.2%	73.0%
	5.受任の必要性を感じていない	12	13.5%	13.5%	86.5%
	6.法人が受任すべきでない	6	6.7%	6.7%	93.3%
	7.わからない	6	6.7%	6.7%	100.0%
合計		89	100.0%	100.0%	

◇　法人成年後見受任の必要性を感じている理由（表 7 の 1～4 を選択）

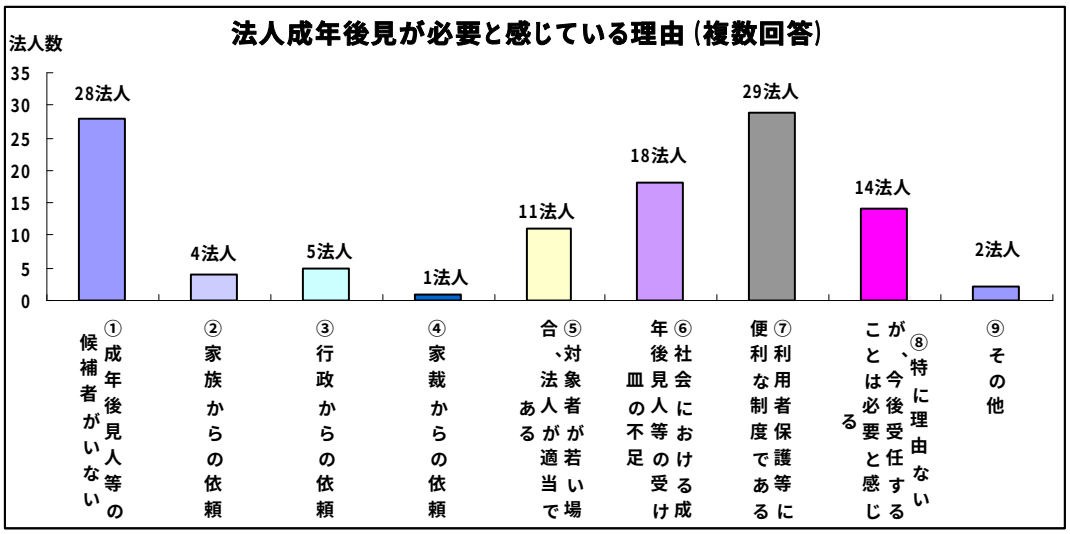

□グラフ 8□

● 成年後見人等の受け手不足の理由が上位に

自法人が法人成年後見を受任する必要性を感じると回答した（表 7 の 1～4 を選択した法人）65 法人が対象。有効回答数 62 法人。多い順に「7.利用者保護等に便利な制度である」29 法人（46.8%）、「1.成年後見人等の候補者がいない」28 法人（45.2%）、「6.社会における成年後見人等の受け皿の不足」18 法人（29%）となっており、利用者保護の理由に次いで、<u>成年後見人等の受け手不足に関わる理由が比較的上位</u>にきている。また、少ないが、<u>家族や行政、家裁からの依頼も、実際にきている</u>ことが見てとれる。

◆表 8　法人後見が必要と感じている理由（表 7 の 1～4 を選択）【複数回答】

Dichotomy label	Count	Pct of Responses	Pct of Cases
1.成年後見人等の候補者がいない	28	25.0%	45.2%
2.家族からの依頼	4	3.6%	6.5%
3.行政からの依頼	5	4.5%	8.1%
4.家裁からの依頼	1	0.9%	1.6%
5.対象者が若い場合、法人が適当である	11	9.8%	17.7%
6.社会における成年後見人等の受け皿の不足	18	16.1%	29.0%
7.利用者保護等に便利な制度である	29	25.9%	46.8%
8.特に理由ないが、今後受任することは必要と感じる	14	12.5%	22.6%
9.その他	2	1.8%	3.2%
Total responses	112	100.0%	180.6%

有効回答数　62　無回答　3　非該当　24

≪「9.その他」の理由≫
- 制度への理解、認識が不足しているため、制度が活用されていない。
- 特に理由は無いが、今後検討する必要があるかなというところである。

◇　法人成年後見を受任する際の問題について（表 7 の 1～3 を選択）

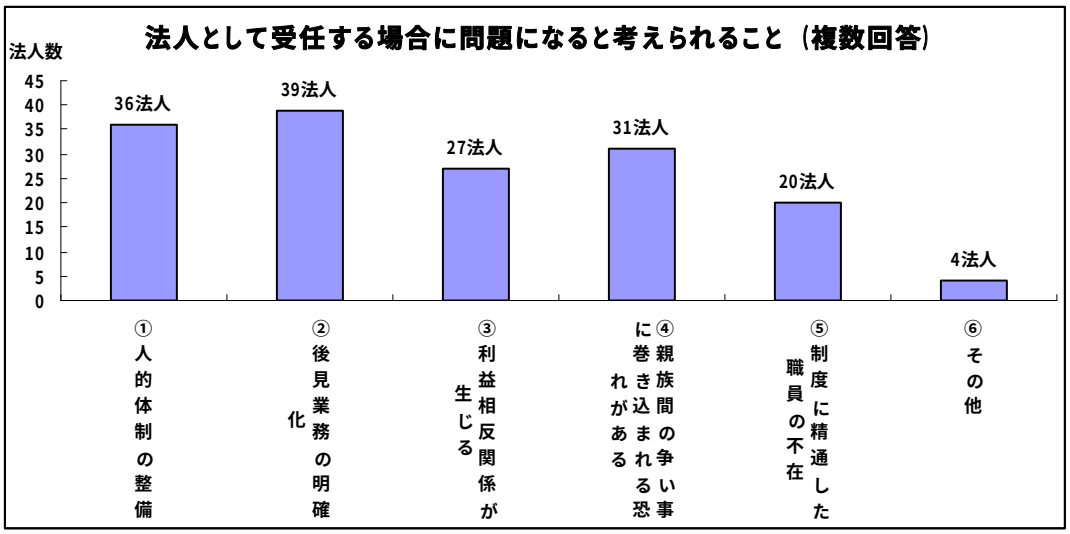

□グラフ 9□

● 法人成年後見の受任、課題多い

表 7 の 1～3 を選択した 55 法人が対象。有効回答数 52 法人。

50%以上の法人が選択している選択肢が 6 項目中 4 項目もあり、多い順に、「2.後見業務の明確化」39 法人（75.0%）、「1.人的体制の整備」36 法人（69.2%）、「4.親族間の争い事に巻き込まれる恐れがある」31 法人（59.6%）、「3.利益相反関係が生じる」27 法人（51.9%）となっている。また、3 つ以上の選択肢を選択した法人は 34 法人（65.4%）、2 つ以上の選択肢を選択した法人は 45 法人（86.5%）となっている。このことから、<u>非常に多くの法人が、法人成年後見の受任をするにあたって課題を感じ、それぞれの法人で複数の課題を抱えている</u>ことが考察される。

◆表 9　法人として受任する場合に問題になると考えられること（表 7 の 1～3 を選択）【複数回答】

Dichotomy label	Count	Pct of Responses	Pct of Cases
1.人的体制の整備	36	22.9%	69.2%
2.後見業務の明確化	39	24.8%	75.0%
3.利益相反関係が生じる	27	17.2%	51.9%
4.親族間の争い事に巻き込まれる恐れがある	31	19.7%	59.6%
5.制度に精通した職員の不在	20	12.7%	38.5%
6.その他	4	2.5%	7.7%
Total responses	157	100.0%	301.9%

有効回答数　52　無回答　3　非該当　34

≪「6.その他」の理由≫

- 法人に対して受任に対する法的予算が就行されること。
- 法人利用者について受任をした場合の利益相互関係。
- 法人成年後見を行うためには、相談役として弁護士に入ってもらう等、利益相反・相続争い等に対応でき、公正に後見業務が行える体制が必要であると思う。
- 成年後見制度自体にまだ不備な面があるため（医療的な面の同意、死亡後のこと、犯罪）。
- 本人の死後についての権限がなく、最後までのお世話が出来ない。

◇　法人成年後見受任を検討するケースとは（表 7 の 1～3 を選択）

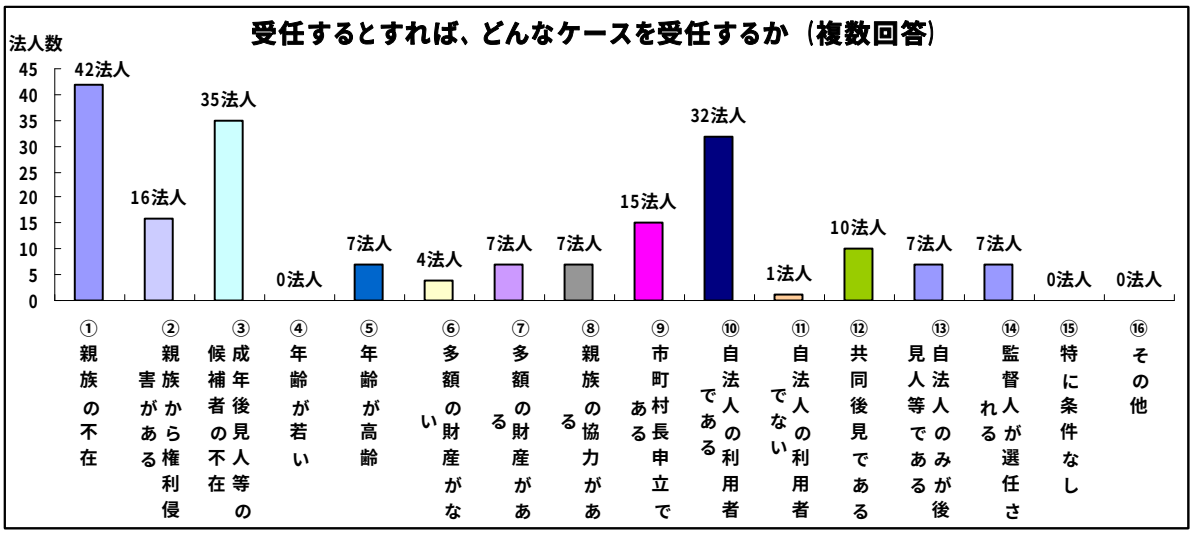

□グラフ 10□

● 自法人の利用者で成年後見人等の受け手がいないケースが中心

表 7 の 1～3 を選択した 55 法人が対象、有効回答数 54 法人。

「1.親族の不在」では 42 法人（77.8%）、「3.成年後見人等の候補者の不在」では 35 法人（64.8%）と多く、「2.親族から権利侵害がある」「9.市町村長申立である」も比較的多くなっている。また、「10.自法人の利用者である」は 32 法人（59.3%）と約 6 割の法人が選択している。これらのことから、法人成年後見を受けるのであれば、「自法人の利用者」で成年後見人等の受け手がいないケースを中心に法人成年後見の受任を考えている傾向があることが考察される。これは、「3.成年後見人等の候補者の不在」「10.自法人の利用者である」のどちらも選択している法人は、54 法人中 24 法人（44.4%）となっていることからも裏付けることができる。

その他の特徴としては、「4.年齢が若い」「15.特に条件なし」を選択した法人は 0 法人となっていることから、年齢が若い方への法人成年後見の有効性を感じていない、法人成年後見の受任に当たっては無条件で受けるのではなく、何かしらの条件を設けたいと考えている法人が多いということが考察される。

◆表 10　受任するとすれば、どんなケースを受任するか（表 6 の 1～3 を選択）【複数回答】

Dichotomy label	Count	Pct of Responses	Pct of Cases
1.親族の不在	42	22.1%	77.8%
2.親族から権利侵害がある	16	8.4%	29.6%
3.成年後見人等の候補者の不在	35	18.4%	64.8%
4.年齢が若い	0	0.0%	0.0%
5.年齢が高齢	7	3.7%	13.0%
6.多額の財産がない	4	2.1%	7.4%
7.多額の財産がある	7	3.7%	13.0%
8.親族の協力がある	7	3.7%	13.0%
9.市町村長申立である	15	7.9%	27.8%
10.自法人の利用者である	32	16.8%	59.3%
11.自法人の利用者でない	1	0.5%	1.9%
12.共同後見である	10	5.3%	18.5%
13.自法人のみが後見人等である	7	3.7%	13.0%
14.監督人が選任される	7	3.7%	13.0%
15.特に条件なし	0	0.0%	0.0%
16.その他	0	0.0%	0.0%
Total responses	190	100.0%	351.9%

有効回答数　54　無回答　1　非該当　34

◇　法人成年後見を受任しない理由（表 7 の 4～6 を選択）

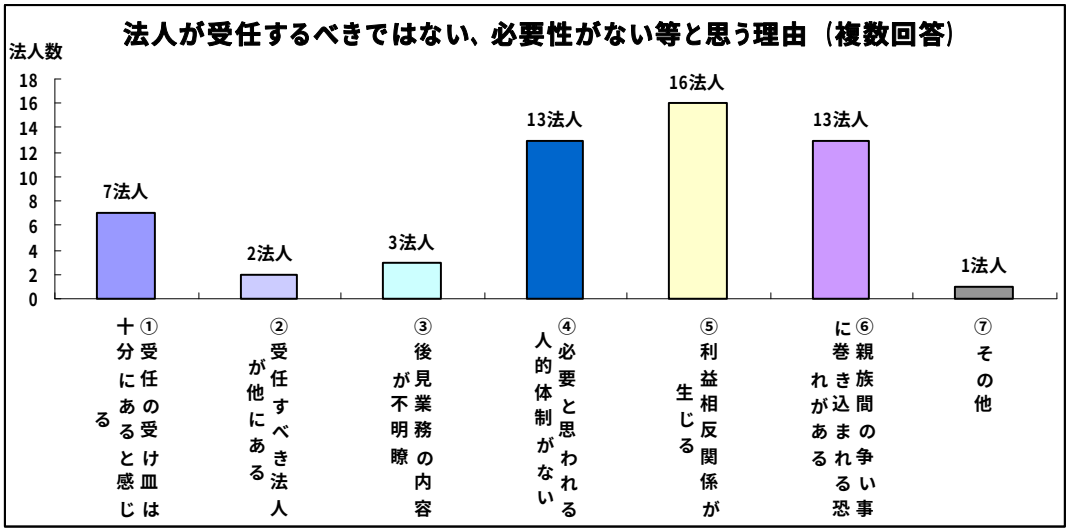

□グラフ 11□

● 利益相反関係の心配が一番多い

表 7 の 4～6 を選択した 28 法人が対象。有効回答数は 28 法人。

法人として受任はできない、必要性を感じていない、受任するべきではない等と考えている理由としては、「5.利益相反関係が生じる」が 16 法人（57.1%）と一番多くなっている。また、この選択肢は、表 6 の「6.法人が受任すべきでない」を選んだ 6 法人の全てが選択していた（6 法人全てが選んでいた選択肢はこの選択肢のみ）。これらのことから、利益相反関係の心配が、自法人の法人成年後見を消極的に考える最も大きな理由の一つであると考察される。

その他の選択肢では、「4.人的体制の不備」13 法人（46.4%）、「6.親族間の争い事に巻き込まれる恐れがある」13 法人（46.4%）が多くなっている。また、「7.その他」の記載内容より、自法人の利用者でなくなった際の支援が困難であるという回答も見受けられた。

◆表 11　法人が受任するべきではない、必要性がない等と思う理由（表 7 の 4～6 を選択）［複数回答］

Dichotomy label	Count	Pct of Responses	Pct of Cases
1.受任の受け皿が十分にある	7	12.7%	25.0%
2.受任すべき法人が他にある	2	3.6%	7.1%
3.後見業務の内容が不明瞭	3	5.5%	10.7%
4.必要と思われる人的体制がない	13	23.6%	46.4%
5.利益相反関係が生じる	16	29.1%	57.1%
6.親族間の争い事に巻き込まれる恐れがある	13	23.6%	46.4%
7.その他	1	1.8%	3.6%
Total responses	55	100.0%	196.4%

有効回答数　28　無回答　0　非該当　61

≪「7.その他」の理由≫

・ 仮に法人のサービス利用者に後見業務を行ったとしても、利用者本人が法人を退所された後も、継続的に後見業務を行うことは困難である。

◇　法人成年後見を受任する上で課題と感じていること（記述回答）

≪利益相反関係について≫

- 利益相反関係が生じる（2 法人）。
- 福祉サービスを提供する法人が、その利用者の成年後見人等を行うことは、望ましくないと考える。（2 法人）

≪申立について≫

- 申立人になる人がいない。
- 手続きに費用がかかったり、時間がかかる。
- 後見開始まで、または後見開始後の費用が高額で低所得者が使えない。

≪市町村長申立について≫

- 親族が居なかったり、いても本人への支援が難しい方のために市町村長が申立を行うことが出来ると問 2 にあるが、市町村長によっては協力的な所とそうでない所がある。
- 申立人になる人がいない→市町村長申立もなかなか認められないのが現状。申立等、費用が掛かりすぎる。

≪人的体制の整備について≫

- マニュアルの作成。（2 法人）
- 専門職員の確保と育成。（3 法人）
- 事業者は利益相反関係にあり、そのことを前提にシステムの構築を図らなければならない。そのためには多少の予算的措置をして、法人職員内でのシステム便りではなく、外部、第三者等を含めた委員構成が必要。任意後見制度についても普及されていくと、少しずつ理解されるのではないか。
- 利用者、保護者に制度が普及していない。成年後見制度に精通している人材が少ないので利用者のニーズに応じられる相談体制が構築できていない。今後、「ぱあとなあ山口」等の専門機関との連携が必要になる。
- 成年後見制度の研修もあるが、全体的なことがよく理解できていない。(精通した職員が育っていない。)又、弁護士等に相談するが、それぞれの立場からの説明しかなく、横のつながりなどがいまひとつ理解できていないので、そこからの勉強が課題だと思っている。
- 成年後見制度について熟知した職員を整えることが大変であり、通常の業務を抱えた職員が職責を担うことは困難。
- 職員が異動又は退職した場合における後見人の問題。
- 法人であると人的体制が難しい。

≪業務内容について≫

- 手続きが煩雑である。
- 受任業務の確立を図ること。
- 財産処理の手続き

≪被成年後見人等への支援について≫

- 認知症等による意思疎通がとれない状態になって初めて関わることが多く、本人の希望が全く分からない。
- 利用者の判断能力の低下の程度が重くなった場合のコミュニケーションがうまくとれるか。また親族の理解が得られるか。
- 自己決定の尊重と本人保護という第三者としては、関わり方が非常に難しい事柄となる為、慎重に検討していく必要がある。

≪制度の普及啓発について≫

- 成年後見制度について利用者･関係機関に周知し理解を深めること。（2 法人）

≪受任する上でのリスクについて≫

- 受任する事で発生するリスクが未だ見えない。

≪その他≫

- 法人がそこまでしなければいけないのかと言う疑問がある。（福祉サービスが本業である。受任する場合の手間が取れない。）
- 1 人でも血縁関係の有る方が居られれば、その方に特別な病気等がない限り、相続は血縁の方に任せたい。それが無理であれば行政機関等、公的で広い選択肢を有する所へ依頼して欲しい。
- 親族がいないか、相続争いになるとか、保護者も高齢となり認知症等で、金銭管理の相談も難しくなるとか、続々と枚挙に暇のない事例が生じて来ていて、どう対応すべきか、熟案が生じている。
- 将来的に身寄りが無いような場合、検討するようになると思われる。（出来るだけ、親族を探すのが前提であるが）
- 現段階では、利用者及び家族に対して、成年後見制度について啓蒙活動をすすめていこうとする状況にある。今後の検討問題である。

有効回答数　27　無回答　62